



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

11
2020

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0014 名古屋市昭和区東畑町2丁目39-1 ARK BRAIN 2B

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻 No.134

重要！要確認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました②

厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日に、このガイドラインが改定されました。今回は、労働時間の管理(原則的な取扱いの部分)を紹介します。

＜労働時間の管理＞

労働者が事業主を異にする複数の事業場で労働する場合には、労働基準法 38 条 1項に基づき、以下により、労働時間を通算して管理することが必要である。

① 労働時間の通算が必要となる場合

- ・労働者が事業主を異にする複数の事業場において「労働基準法に定められた労働時間規制が適用される労働者」に該当する場合に、労働時間が通算される。
- ・法定労働時間、時間外労働の上限規制について、労働時間を通算して適用される。

② 副業・兼業の確認

- ・使用者は、労働者からの申告等により、副業・兼業の有無・内容を確認する。
- ・使用者は、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましい。

③ 労働時間の通算

- ・労働時間の通算は、自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。
- ・副業・兼業の開始前に、自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働となる。
- ・副業・兼業の開始後に、所定労働時間の通算に加えて、自社の所定外労働時間と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分が時間外労働となる。

④ 時間外労働の割増賃金の取扱い

- ・上記③の労働時間の通算によって時間外労働となる部分のうち、自社で労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある。



★労働時間の通算や時間外労働の割増賃金の取扱いは複雑ですね。その点も考慮してか、改定後のガイドラインでは、簡便な労働時間管理の方法(「管理モデル」)も示されています。次号で、この管理モデルを紹介します。

改正予定

規制改革の当面の審議事項 書面規制、押印、対面規制の見直しの早期実現を

令和2年9月中旬、菅内閣が発足しました。菅総理は、「行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する」とし、その突破口として「デジタル庁」を創設することも明言しています。10月上旬に開催された「第1回 規制改革推進会議 議長・座長会合」では、規制改革における当面の審議事項について議論されています。そのポイントを紹介します。(続きは最後のページへ)



会社への愛着心・信頼感の高い働き方は “ハイブリットワーク”

◆調査概要

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークが一気に普及しました。全国各地で新しい働き方が広まっています。そんな折、総合人材サービス・パーソルグループのパーソルプロセス&テクノロジー株式会社が、会社員を対象に実施した「テレワークに関する意識・実態調査」について発表した内容をまとめています。

※ハイブリッドワークとは、テレワーク（オンライン）と
出社（オフライン）を組み合わせた働き方のこと

・調査期間：2020年9月12日～13日

・調査対象：20～60代の会社員400名

（一般社員210名、部下のいる管理職190名）

◆働き方による意識

1 効率的に仕事ができているか

「ほぼ在宅」76.4%、「ハイブリットワーク」76.9%、
「ほぼ出社」62.9%と、ハイブリットワークの人が最も高い。

2 会社に対して愛着・信頼を感じているか

「ほぼ在宅」51%、「ハイブリットワーク」72.3%、
「ほぼ出社」60.2%と、ハイブリットワークの人が最も高い。

3 社内の同僚や先輩、上司と円滑なコミュニケーションが取れているか

「ほぼ在宅」58.8%、「ハイブリットワーク」69.2%、
「ほぼ出社」62.7%と、ハイブリットワークの人が最も高い。

4 テレワークをすることによる生産性の変化

在宅勤務者 テレワークをすることにより
生産性が上がったと感じる割合：58.4%

■テレワークで、自身の生産性が上がった理由 TOP 3

第1位「集中して作業をする時間が取りやすくなった（65.5%）」、第2位「移動の時間が減った（63.2%）」、第3位「自分の裁量で仕事を進められるようになった（43.7%）」

■テレワークで、自身の生産性が下がった理由 TOP 3

第1位「社内の同僚や後輩、上司と円滑なコミュニケーションが取りづらい」（51.6%）、第2位「テレワークで働く環境（仕事場）が整っていない」（48.4%）、第3位「仕事を進めるうえでの確認などが非対面なので難しい」（33.9%）」

管理職 部下がテレワークをすることによって
生産性が上がったと感じる割合：44.1%

■テレワークで、部下の生産性が上がった理由 TOP 3

第1位「集中して作業をする時間が取りやすくなった」（62.3%）、第2位「移動の時間が減った」（49.1%）、第3位「部下の裁量で仕事を進められるようになった」（43.4%）」

■テレワークで、部下の生産性が下がった理由 TOP 3

第1位「社内の同僚や後輩、上司と円滑なコミュニケーション

ンが取りづらい」（52.2%）、第2位「テレワークで働く環境（仕事場）が整っていない」（41.8%）、第3位「仕事を進めるうえでの確認などが非対面なので難しい」（40.3%）」

テレワークにより、パフォーマンスが上がったと感じる社員が58.4%いるのに対し、仕事ぶりを感心しない管理職が55.8%いるという結果が出ています。

総合的には、ハイブリット型での働き方が理想的という結果になっています。職種や業態によって異なりますが、これからニューノーマルといわれる働き方が中心になってくるのは間違いありません。会社にとっても社員にとっても最適な働き方の模索が続くことになるでしょう。

【パーソルプロセス&テクノロジー(株)

「テレワークに関する意識・実態調査」]

<https://www.persol-pt.co.jp/news/2020/09/29/4623/>

「副業」実態調査

～「エン転職」ユーザーアンケートより～

エン・ジャパン株式会社が運営する総合転職支援サービス「エン転職」(<https://employment.en-japan.com/>)上で、ユーザーを対象に実施した「副業」についてのアンケート結果が公表されました。

◆副業希望者

「現在、副業を希望していますか？」と伺ったところ、49%が「希望している」（非常に希望している：24%、やや希望している：25%）と、昨年より8ポイントアップしました。「現在お勤めの会社では、副業は認められていますか？」と伺うと、27%が「認められている」と回答。約半数が副業を希望する一方、容認していない企業が多いことがうかがえます。

◆副業の希望理由

副業希望者に、希望する理由を伺ったところ、昨年の本調査と同様に「収入を増やしたい」（88%）が最多でした。「失業したときの保険」は22%と、昨年より8ポイント増加。新型コロナウイルス感染拡大以降、将来の仕事に不安を抱く方が多いことがうかがえます。

◆副業の経験

副業経験の有無を伺ったところ、34%が「経験がある」（現在している：12%、過去に経験がある：22%）と回答しました。昨年と比較すると、2ポイントの上昇。副業経験がある方に経験してよかったことを伺うと、第1位は「副収入が得られた」（82%）でした。副業に期待する収入増が実際に叶った方が多いことが分かりました。

ほかにも、「人間関係が広がった」（30%）、「知見・視野が広がった」（30%）という回答が目立ちました。中には「コロナ禍で出勤ができず、知人に紹介してもらい在宅でできる副業を始めた」と、新型コロナウイルスの影響が伺える回答もあります。

◆副業で不安なこと

副業の不安を伺ったところ、第1位は「手続きや税金の処理が面倒」（52%）でした。「20万円以上稼いだので確定申告が面倒くさかった」（28歳女性）、「本職ですら、怪我したりした時に労災をめぐってトラブルになったから」（35歳女性）など、副業をする上で必要な対応や制度理解を懸念に感じている方が多いようです。

第2位は「本業に支障が出そう」（37%）でした。「現在の会社では副業は難しそうなので、もしやるとしたら会社バレが怖いです」（31歳女性）、「今の会社では具体的に副業可能か記載がなく、また副業可能かどうか聞くことで、転職の気があるか悟られないかが不安です」（27歳女性）など、本業の職場での印象や変わらず成果を出し続けられるか不安な方が多いことが分かりました。

第3位は「過重労働で体調を崩しそう」（36%）でした。「今の仕事で精一杯です。日曜日しか休みがないので副業は考えたこともありませんでした」（23歳女性）など、本業と副業のスケジュール調整、労働時間のバランスを不安視していることがうかがえます。

国税庁が年末調整ソフトの提供を開始

◆年末調整の電子化に向けた取組み

企業と従業員双方の事務処理の負担軽減を目的とした年末調整手続きの電子化に向けた取組みにより、令和2年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除および住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先への電子データによる提出が可能になりました。そして令和2年10月、従業員が年末調整の書類をインターネット上で作成するためのソフトウェア「年調ソフト」の提供が開始されました（国税庁ホームページからダウンロード可能）。電子化に対応している企業については、従業員へこれを周知し、電子化にともなって変更となる手続き等を確認し、来るべき年末調整に備えましょう。また、今年に対応しなかったという企業についても、従業員からの問合せが増えることが考えられます。来年以降の対応も含め、自社の対応をあらためて確認しておきましょう。

◆電子化のメリットと注意点

電子化が進むと、従業員は「マイナポータル」を利用して簡単に申請書の作成ができるようになり、控除証明書等の紛失や計算ミスなどが減ります。企業は、これまで多くの労力をかけていた検算・付け合わせ等の確認作業が大幅に削減できるようになります。また、提出された控除申告書は7年間保存する必要があり、保管コストが発生していましたが、電子データでの保管が可能となるためこれを削減できます。一方で、情報漏洩を防ぐためのセキュリティの強化や、自社が使用する給与システムを対応させる場合の改修費が必要となる可能性もあり、注意が必要です。なお、電子化にあたっては、従業員に対する周知や給与システム等の改修のほかに、従業員から申告書に記載すべき事項を電子デー

タにより提供を受けることについて、あらかじめ所轄税務署に承認申請書を提出する必要があります。

【「年末調整手続きの電子化に向けた取組について（令和2年分以降）」（国税庁）】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

コロナ禍で増える自転車通勤…… 企業に義務付けられる対応を改めて 確認しておきましょう

◆コロナ禍で自転車通勤が増えている

コロナ禍の影響で、電車などの公共交通機関の利用を避ける観点から、自転車通勤が増えています。政府も、「環境問題や災害対応から推進する」と後押しする構えです。

従来、自転車通勤は、事故等への懸念から禁止する企業も多くありました。実際、2019年の統計によると、全国で発生している自転車関連事故数は年間8万件以上。一日平均200件以上の事故が起きている計算です。自転車通勤の要請が高まっている現状と、事故の多さを踏まえて、企業としては、改めて自転車通勤について検討し、対策を講じる必要があります。

◆条例への目配りも必要

自転車に関わる事故が多発していることを背景に、2020年4月、東京都は条例で、都民に自転車保険への加入を義務付けました。こうした動きは都に限ったものではなく、条例による保険の加入義務化は2015年10月に兵庫県で初めて導入されて以降広がっており、現在、15都府県・8政令都市が同趣旨の義務付けを行っています。加えて、11道県・2政令都市が努力義務としています。

これらの条例では、自転車利用者に損害保険への加入を義務付けるだけでなく、事業者の責務として、自転車の業務使用時の損害保険への加入、従業員安全教育などを定めています。また、たとえば東京都では、事業者に対し、自転車通勤をする従業員に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供も努力義務化されるなど、自転車利用を許可するに際しては条例への目配りも欠かすことができません。これらの内容を盛り込んだ自転車通勤規程を定めるなどして、管理を行うことが望まれます。

◆保険加入の確認時の注意点

なお、自転車事故に適用可能な保険として、個人賠償責任保険があり、自動車保険・火災保険・傷害保険などに特約として付帯することができますが、これは日常生活に起因する事故が対象であり、業務中の事故には適用がないことに注意が必要です。業務使用時の事故による賠償責任をカバーするには、企業賠償責任保険（施設賠償責任保険）や自転車の車体に付帯したTSマーク付帯保険に加入する必要がありますので、この点も確認しておきましょう。

(最初のページからの続きです)

規制改革推進会議においては、国民目線での規制・制度改革を進め、規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)に寄せられた提案を規制・制度の見直しに直結させる取組を強化する。当面の審議事項としては、

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革
- ・ デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション
- ・ 地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

の3つの柱の下で規制改革に取り組むが、これら以外についても、民間活力を引き出し、国民生活の向上に資する規制・制度改革の審議を大胆に進めていく。

★特に注目を集めているのは、「書面規制、押印、対面規制の見直し」です。次のような方向性が示されています。

- ① 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
 - ・ 全ての行政手続を対象として、書面・押印・対面の必要性を厳しく検証し、年内に省令・告示等の改正、年明けに一連の法改正を行う。
- ② 民間における書面規制・押印、対面規制の見直し
 - ・ 民間事業者間の手続についても、法令で書面・押印・対面を求めている規制の必要性を検証し、見直しを行う。

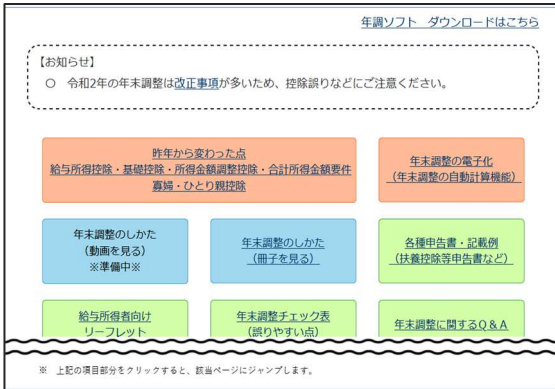
★その他、「テレワーク推進の観点から、時間や場所にとらわれない働き方の推進」として、労働時間管理や労働環境などの労働関係の規制・制度について、テレワーク推進の観点からガイドラインで制度の取扱いや運用の明確化、柔軟化等を行うといった方向性も示されています。やはり、企業実務に直結する内容が注目を集めているようです。早期実現を目指すこととしていますが、どこまで規制・制度改革を進められるのか？ 動向に注目です。

重要！ 要確認

令和2年分の年末調整 改正事項に注意

令和2年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。令和2年分の所得税については改正事項が多く、年末調整においてもその対応をしなければなりません。国税庁からも「令和2年の年末調整は改正事項が多いため、控除誤りなどにご注意ください」と、下記のページで目立つように掲載されています。

【国税庁の「年末調整がよくわかるページ」のトップ画面】



◆令和2年の年末調整に影響する主な改正点は次のとおりです。

- ① 給与所得控除、基礎控除の見直し、所得金額調整控除の創設、扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し
 - ② 寡婦(夫)控除の見直し(「寡婦控除」と「ひとり親控除」に変更)
 - ③ 年末調整の電子化(年末調整の自動計算機能)
- なお、①と②の改正に伴い、年末調整書類も見直されています。

★「年末調整がよくわかるページ」では、その重要性に鑑み、改正事項に関するバナーが目立つように配置されています。まずは、改正事項を確認しておきたいところです。ご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。

お仕事 カレンダー 11月 	11/10	● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
	11/16	● 所得税予定納税額の減額申請期限(第2期分のみ)
	11/30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・2021年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 所得税予定納税額の納付(第2期分)

◆あとがき◆ 今年もはや年末調整の時期になりました。またしても税制改正で複雑になったこともあり、アプリの利用が増えてきたと感じます。アプリでの対話形式がいちばんわかりやすいと思います。カレンダーもできましたので、順次お手元に届けて参りますね。